

別紙

平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱

(通則)

- 1 子育て応援特別手当交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を実施主体として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子に対し、子育て応援特別手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、支給要領の第1の2に定める支給対象となる子の人数に3万6千円を乗じて得た額とする。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 1 1 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

子育て応援特別手当交付金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国	地方公共団体								備考		
	歳入				歳出						
	科目	予算額	決算額	交付決定額	科目・	予算額	うち交付金相当額	決算額		うち交付金相当額	
(組織) 厚生労働本省 (項) 地域子育て支援対策費 (目) 子育て応援特別手当交付金			円			円		円		円	

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 支給対象となる子の数 人
- 4 歳出歳入予算書抄本

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 交付申請額内訳表（別表）

(別表)

交 付 申 請 額 内 訳 表

市町村名	支給対象 となる子の数	交付申請額 (支給対象となる子の数 ×36,000円)
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
(合 計)	人	円

(別紙様式 4)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 20 年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業

2 確定を受けようとする額（要国庫補助額）

金*****円

3 支給対象となる子の数 人

4 支給開始年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

6 歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別紙様式5)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 実績報告額内訳表（別表）

(別表)

実績報告額内訳表

市町村名	支給対象 となる子の数 a	要国庫補助額 (a × 36,000円) b	交付決定額	受入額 c	差引過△不足額 c-b	支給開始年月日	事業完了年月日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日
(合計)	人	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日



子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料7-2

厚生労働省発雇児第0128003号

平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、本要綱の施行日については、別途通知する。

また、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別 紙

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱

(通 則)

- 1 子育て応援特別手当事務取扱交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、子育て応援特別手当の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき市町村が行う子育て応援特別手当の支給に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 都道府県分

(ア) 第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	(1 都道府県当たり) 1,200,000円	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）

	役務費（通信運搬費等） 使用料及び賃借料 （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。
--	---

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、平成21年1月28日総行政第18号総務事務次官通知の別添「定額給付金給付事業費補助金交付要綱」の第2条に定める定額給付金（以下「定額給付金」という。）の連絡調整に係る事務費（会場借料、職員旅費等）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上すること。

（2）市町村分

- （ア）第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （イ）（ア）により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	（1市町村当たり） （1）基本分 500,000円 （2）加算分 （（1）の基本分に加え次ぎの額を加算） 支給対象となる子の人数×1,400円 ※支給対象となる子とは、支給要領第1の2に定める子という。	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費） 役務費（振込手数料、郵送料等） 使用料及び賃借料（事務用機器借上費） 委託料（広報委託等） （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、定額給付金の支給に係る事務費（システム改修費を除く。）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により

按分するなどして算出した経費を計上すること。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめるうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。

- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを取りまとめのうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

子育て応援特別手当事務取扱交付金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国	地方公共団体										備考	
	歳入					歳出						
	歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち交付金相当額	決算額	うち交付金相当額		
(組織) 厚生労働本省 (項) 地域子育て支援対策費 (目) 子育て応援特別手当事務取扱交付金		円		円	円		円	円	円	円		

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（市町村分） 《別表1》
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
 - ・ 歳出歳入予算書抄本

(別表1)

交付申請額算出表 (市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円) f	交付申請額 (cとdとfの いずれか低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

- 2 交付申請額 金*****円
都道府県分 金*****円
市町村分 金*****円

- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（都道府県分） 《別表1》
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県分） 《別表2》
 - ・ 交付申請額内訳表（市町村分） 《別表3》

(別表 1)

交付申請額算出表 (都道府県分)

都道府県名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	基準額 e	交付申請額 (cとdとeの いずれかが低い方の額)
	円	円	円	円	円 1,200,000	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (都道府県分)

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別表3)

交付申請額内訳表(市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円+ e×1,400円) f	交付申請額 (cとdとfのいずれか 低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
(合計)					人		円

(別紙様式4)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費
- 2 添付書類
 - ・実績報告額算出表（市町村分） 《別表1》
 - ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
 - ・歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別表1)

実績報告額算出表 (市町村分)

市町村名

総事業費	a	寄付金 その他の 収入	b	差引額 (a - b)	c	対象経費の 実支出額	d	支給対象 となる子 の数	e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円)	f	要国庫 補助額 (cとdとf のいずれか低 い方の額)	g	交付決定額	h	受入額	i	差引過 △不足額 (i - g)	事業実施期間
	円		円	円	円	円	円	人		円	円	円	円	円	円	円	円		年 月 日 ～ 年 月 日

(別表 2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市町村分)

市町村名

費 目	品目等	数 量	単 価	金 額	備 考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注 1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注 2) 本表の金額の合計が別表 1 の「対象経費の実支出額」と一致すること。